# 三鷹市の指定を受けた診断機関です。

# (一社)東京都建築士事務所協会南部支部からのご案内

住宅の耐震診断等・耐震改修工事等助成支援事業の紹介

- ●三鷹市(都市計画課住宅政策係)と協力して次の事業を支援しています。
- ●住宅の耐震診断等及び耐震改修工事等に要する費用の助成を受ける場合は、担当係へ事前相 談及び補助申請をし、助成金交付決定通知書を受けることが必要です。
- 1 木造住宅耐震診断に係る経費について
  - (1) 耐震診断等に要する経費

    - A: 簡易診断の場合 ¥60,000円(税抜)から~
      - ◎簡易診断:2004年7月以前に普及していた「わが家の耐震診断」建設省住宅局監修に準拠し 行う簡易(簡易な手法による)診断。

補強設計・耐震改修に進む場合は、下記に示す一般・精密診断(別途費用となります)が必要と なります。

- B:一般診断以上 ¥200,000円(税抜)から~:下表1参照
  - ◎一般・精密診断:2012年6月に改正された「木造住宅の耐震診断と補強方法」国土交通省 住宅局監修(建築防災協会発行)に準拠したプログラムを使用し電算機を利用した診断。 補強設計に進む場合は、上記精密診断より補強設計が可能です。
  - ※耐震診断に要した経費の一部が市の助成対象となります。
  - ○診断に必要となる住宅の図面(既存及び増築部分等含む)がない場合、図面作成費として別途 追加費用がかかります。: 下表1参照
  - ○増築等により難度の高い診断となる場合は、別途追加費用が必要となります。
- (2) 耐震診断の内容
  - ○事前説明、協議及び調整
  - ○診断調査
  - ○診断調査結果報告書の作成(行政庁提出用を含み2部)
  - ○耐震改修相談

# 表1 延べ床面積および図面の有無による耐震診断の業務報酬表(税抜き)

床面積(m³)	図面有(万円)	図面無(万円)
<b>~</b> 120	20.00	25.00
<b>~</b> 130	20.50	25.50
~140	21.00	26.00
<b>~</b> 150	22.00	27.00
~160	23.00	28.00
<b>~</b> 170	24.00	29.00
~180	25.00	30.00
~190	26.00	31.00
~200	27.00	32.00
~210	28.00	33.00
~220	28.50	34.00
~240	29.00	35.00
~260	30.00	36.00
~280	30.50	37.00
~300	31.00	38.50
~320	32.00	39.50

※延べ床面積が320㎡を超える場合は、個別で算出します。

- 2 耐震改修工事に係る経費について
  - (1)住宅改修工事施工計画書(補強設計)に要する経費 基本料¥25万円(税抜き)
    - ※個人負担となるため、市の助成対象とはなりません。
    - ○事前協議及び調整
    - ○住宅改修工事施工計画書(補強設計)の作成(2部)
    - ※工事前の改修箇所の施工者撮影写真内容確認を含む。
    - ○耐震改修工事見積書の査定
  - (2) 累進補強設計料及び工事監理に要する経費

下表2参考例のとおり

- ※個人負担となるため、市の助成対象とはなりません。
- ○事前協議及び調整(1回程度)
- ○中間検査(少なくとも3回程度で改修工事の範囲等により増加します。)
- ※工事中の改修箇所の施工者撮影写真内容確認を含む。
- ○完了検査(1回程度)
- ※工事完了後の改修箇所の施工者撮影写真内容確認を含む

注記:補強設計料は補強の箇所数の多少等により変動いたしますので、下表2参考例のとおり補 強設計基本料と耐震改修工事金額より求められる累進補強設計料を加算した金額となりま すのでご了承下さい。なお参考例のとおり求められた金額には工事監理料が含まれます。

表2 工事金額による補強設計料及び工事監理費の参考例

工事費	補強設計 基本料	累進補強設計料 及び工事監理費	合計
50万円		(100-50)×10%=5万円	30万円+消費税
100万円		(150-50)×10%=10万円	35万円+消費税
150万円		(200-50)×10%=15万円	40万円+消費税
200万円	25万円	(250-50)×10%=20万円	45万円+消費税
250万円		(300-50)×10%=25万円	50万円+消費税
300万円		(350-50)×10%=30万円	55万円+消費税
350万円		(400-50)×10%=35万円	60万円+消費税
400万円		(450-50)×10%=40万円	65万円+消費税

※工事費、補強設計基本料、累進補強設計料及び工事監理費については税抜き額を表示しています。

#### (3) 耐震改修工事に要する経費

※耐震改修工事に要した経費の一部が市の助成対象となる場合があります。

# (4)その他の経費

- ○損害保険(地震保険)等の減免のための証明書発行は別途費用: ¥5,000(税抜き)となります
- ○耐震補強設計に併せて、リフォーム工事を実施する場合の、設計及び工事監理費用は担当 事務所と協議願います。

# 3 問い合わせ窓口について

(1)連 絡 先 0422-72-1601(社)東京都建築士事務所協会南部支部三鷹市窓口: ㈱オール設計 (2)ホームページ http://taafnanbu.sakura.ne.jp